

農業支援住宅入居申込要領

1. 申込みについて

受付期間： ホームページ及び広報「四万十町通信」等でご確認ください。

受付時間： 午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所： 四万十町役場本庁農林水産課、各地域振興局、興津出張所

提出書類： ①入居申込書

②住民票（入居する家族全員が記入してあるもの）

③課税証明書（入居予定者含む）

※ 18歳以上の方全員の分が必要。

※ 学生であってもアルバイト等により少しでも所得のある方は必要。

※ 税務関係の証明（課税証明書）について、入居申込みする年度の1月2日以降に四万十町へ転入された方は、四万十町で取る事ができない場合があります。その場合、前住所地の役所で各証明をもらって添付をお願いします。

④公課公租等納付状況調査同意書

⑤婚約証明書（入籍前に婚約者と申込みする場合）

2. 入居資格について

ア. 本町で自営就農する方（兼業農家を含み、耕作面積が30a以上又は農産物の年間販売金額が50万円以上を目標とする者。）又は本町に所在する農業法人等で雇用就農する方。

イ. 自治会に加入し、自治会活動その他の地域活動に積極的に参加する意思がある方。

ウ. 現に住宅に困窮していること。

エ. 公租公課等を完納していること。（税金や水道料金等の滞納がないこと。）

オ. 申込者本人および同居予定者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員ではないこと。

カ. 団地生活を円満にすることができる方。（犬、猫などペットの飼育は禁止です。）

キ. 家賃の3か月分の敷金が払える方。

ク. 入居に際して、町内在住の連帯保証人2名（印鑑証明書及び所得証明書（源泉徴収票）の添付）を立てられる方。

※ 連帯保証人とは、原則として町内に居住し、独立した生計を営み、かつ入居申込者と同等程度以上の収入を有する方。

3. 入居期間について

住居から原則3年

※ 上記以外の内容については、別紙「農業支援住宅に入居するまでの流れ」に詳しく記載していますのでご覧ください。